

# 新型コロナウイルス感染症で

## 自宅療養・自宅待機されている方へ

同居家族や近隣の親族・知人からの生活支援が受けられない方に  
食料品の支給等の支援をします。

### 対象者

- ・神栖市に居住している
  - ・保健所からの指示で自宅療養もしくは自宅待機（健康観察中）となっている
  - ・近隣に親族や知人がおらず、生活物品調達等の支援が受けられない
  - ・インターネット等を利用し、宅配やキャッシュレス決済などの方法で外出せずに生活物品を調達することができない
  - ・茨城県の宅配サービスを受けていない
- ※上記の条件のすべてを満たす方が対象になります

### 支援内容

- ①食料品・日用品の支給（おおむね5日分を2回まで）
- ②必要に応じて血中酸素濃度計の貸し出し  
日時を調整し、ご自宅の玄関前にお届けします（感染対策として置き配になります）

### 申込先（電話受付）

神栖市役所 健康増進部 保健予防課

☎0299-92-0141

（平日8：30～17：15）

